

入 港 料

令和7年(2025年)6月現在

区 分		単 位	金 額
外航船舶		入港1回につき総トン数1トンまでごとに	1円50銭
外航船舶以外の船舶	内航船舶	入港1回につき総トン数1トンまでごとに	81銭
	その他の船舶	入港1回につき総トン数1トンまでごとに	1円62銭

備考

- 1 対象港湾 県が管理する広島港, 尾道系崎港又は福山港の港湾区域
- 2 対象船舶 船舶のうち総トン数700トン未満の船舶及び国又は地方公共団体が所有し、運航する船舶
その他規則で定める船舶を除く。
- 3 外航船舶 消費税法施行令(昭和63年政令第360号)第17条第2項第3号に規定する船舶
内航船舶 本邦の港と本邦以外の地域の港を往来する船舶以外の船舶
- 4 入港料の減免 次に掲げる入港に係る入港料は、免除する。
 - ① 同一船舶が同一航海において対象港湾のうち2港以上に連続して入港する場合の2港目以後の入港
 - ② 同一船舶が対象港湾へ1日2回以上入港する場合の2回目以後の入港
 - ③ 同一船舶が対象港湾へ同一の月に11回以上入港(前2号の規定により入港料を免除する入港を除く。)する場合の11回目以後の入港
- 5 総トン数の表示のない船舶の取扱い トン数の表示のない船舶のうち、積トン数の表示のあるものは当該積トン数に0.6を乗じて得た数値を、積トン数の表示のないものは当該船舶の容積に一立方メートル当たり0.353を乗じて得た数値を当該船舶の総トン数とみなす。